

## 特定間伐等の実施の促進に関する基本方針

平成25年12月

山梨県

本基本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下単に「法」という。）第4条第1項の規定により、山梨県内の森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成32年度までの間に行われるものであって、種穂（林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項に規定する種穂をいう。以下同じ。）の採取の用に供する樹木の増殖以外のもの（以下「特定間伐等」という。）の実施の促進に関する基本的な方針であり、法第3条第1項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（平成25年6月24日付け農林水産大省告示第2712号）に則するとともに、森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（富士川上流森林計画、富士川中流森林計画、山梨東部森林計画）に適合して、次のとおり定めるものとする。

## 1. 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、県土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の京都議定書（以下単に「京都議定書」という。）に基づく約束を履行するため、平成20年から平成24年度までの第一約束期間において、我が国における3.8%（1,300万炭素トン）に相当する吸収量の確保に寄与するよう、平成19年度から平成24年度までの6年間で、全国で年平均55万ヘクタールの間伐の実施を目標として、集中的に間伐の実施を促進してきた。このため、本県においても、平成20年度から24年度の5力年間において、民有林における間伐等面積計40,065ha（年平均8,013ha）を目標として、間伐等の実施の促進に取り組んできたところである。

我が国は、京都議定書の第二約束期間（平成25年から平成32年まで）における温室効果ガスの削減目標は設定しないものの、気候変動枠組条約締約国として、引き続き、気候変動枠組条約の究極的な目的である大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けて率先して対処する国際的な責務を有している。このため、国は、森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性並びに我が国の国際的な責務を踏まえ、引き続き、間伐等の実施を促進し、森林吸収源の算入上限値である年平均3.5%の吸収量の確保に資するよう、平成25年度から平成32年度までの8年間において、全国で年平均52万haの間伐等を実施することを目標としている。また、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進することとしている。

本県は森林面積が34万7千haで県土面積の78%を占める森林県であり、森林面積の46%にあたる15万8千haが県有林であるとともに、国有林は1%の5千haとい

う特徴を有している。

また、民有林の44%、15万haは人工林が占め、木材として利用可能な50年生以上（高齢級）の森林が年々増加しており、平成25年3月末時点で41%となっているが、現状のまま推移した場合、10年後には73%まで増加すると見込まれる。

一方、近年における林業の採算性の悪化や木材価格の低迷等により、平成23年度末の推計では県有林を除く民有林の内1万9千haの荒廃した人工林が存在し、公益的機能の低下が懸念されている。

このようなことを踏まえ、本県においても森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性等、森林の多面的な機能の持続的発揮のため、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、国全体における森林吸収源の算入上限値である年平均3.5%の吸収量確保に資するよう、地域森林計画の計画量等から、平成25年度から平成32年度までの8カ年間に県内民有林において促進すべき間伐等<sup>\*</sup>の目標面積を、48,000ha(年平均6,000ha)とする。

また、主伐後の確実な再造林を含めた造林の実施を促進することとする。

## 2. 特定間伐等の実施を促進するための役割

県、市町村、森林組合等林業事業体、森林所有者は互いに連携し、本基本方針に定めた間伐目標面積の達成に向け、それぞれの役割を明確にした上で取り組むこととする。

### ① 県

県は、市町村が「特定間伐等促進計画」を策定するにあたり、間伐等の実施状況、作業道等の整備状況等の特定間伐等を促進するために必要となる森林の情報を提供するとともに、計画の策定に対する指導、助言を行うこととする。

また、特定間伐等の促進に向け、補助事業等の予算確保に努めるとともに、普及指導員などを通じて森林所有者に特定間伐等の必要性を普及・啓発する。特に、手入れが行き届かず荒廃した森林においては、本県において平成24年度から導入した森林環境税を活用した事業について、積極的に活用するよう周知に努める。

### ② 市町村

市町村は、本基本方針に基づき、市町村自らの間伐等目標面積を定めた特定間伐等促進計画を策定するものとする。

なお、策定にあたっては、森林所有者や森林組合等林業事業体から実施要望箇所を聞き取り反映するとともに、市町村森林整備計画（森林法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画をいう。以下同じ。）に適合した計画とする。

また、市町村自らが定めた間伐目標面積の達成に向け、森林所有者や森林組合等林業事業体に特定間伐等の実施を働きかけるとともに、特定間伐等の必要性や森林環境税を活用した補助制度などについて、市町村ホームページや広報紙による情報発信、各自治会の会議等あらゆる機会を通じ、森林所有者への積極的な普及啓発に

努めるものとする。

③ 森林組合等林業事業体

森林組合等は、市町村が策定する「特定間伐等促進計画」に実施箇所等を提案するとともに、遅滞なく特定間伐等を実施するものとする。

また、特定間伐等の実施にあたっては、森林所有者の理解を得て、小規模な森林を取りまとめ集約化を図り、低コストで効率的な施業を実施し、県及び市町村が定める間伐目標面積の達成に寄与するものとする。

さらに、森林所有者に補助制度や費用負担を求める森林環境税を活用した事業等について丁寧に説明した上で、理解を得て受託し、特定間伐等を自らが積極的に推進するものとする。

④ 森林所有者

森林所有者は、自ら若しくは森林組合等林業事業体に委託して、補助事業等を積極的に活用しながら特定間伐等を実施するものとする。

また、費用負担が困難な森林所有者にあっては、森林環境税を活用した特定間伐等の実施に向け、協定の締結などに協力するものとする。

### 3. 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐を必要とする森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

### 4. 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

① 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期等の計画事項は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認したうえで計画に登載すること。

計画の様式については、別添の様式を参考とすること。

## ② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

## ③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。

## ④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等の林業事業体による提案制度を活用して計画を作成すること。

## 5. その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項に配慮して定めるものとする。

### ① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

### ② 施業の集約化等の取組の推進

林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

### ③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備の推進に努めること。

### ④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

## ⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとって採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

## ⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

※間伐等には、地球温暖化防止に資する森林整備である、人工造林、下刈、除・間伐、枝打を含むものとする。

## 特定間伐等促進計画

(別記様式)

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の目標として、48,000ha（年平均6,000ha）の間伐の実施を掲げている。県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8カ年間で〇〇〇〇ha（年平均〇〇〇ha）の間伐を行ふことを、本〇〇市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講すべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25,000地勢図相当又は1/5,000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲について面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

間伐

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

(2) 造林

※ 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載

۹۷

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内 容	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村(郡)			

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点	路網終点	路線名	路網整備 の内容		交付金希望	備 考
					開設 延長	幅員		
				地 番 字(大字)又は林班				
				市 町 村 都 道 府 県				
				地 番 字(大字)又は林班				
				市 町 村 都 道 府 県				

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		施設名	数量	交付金希望	備考
		都道府県	市町村				

(6) 事業実施箇所

(国土地理院1/2500地勢図相当の図面又は1/5000森林基本図に図示)

- 特定間伐等促進計画の実施を促進すべき区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- 対図番号又は林小班名を表示

#### 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

#### 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。

- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

#### 6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

## 7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。



